

# 山梨県公報

第五百五十三号

令和七年

四月十日

木曜日

## 目次

### 公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任(二件)……………一七七
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………一七八
- 選挙管理委員会……………一七八
- 山梨県選挙管理委員会委員長の選挙……………一七八
- 人事委員会……………一七八
- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………一七八
- 公安委員会……………一七八
- 技能検定員等審査の実施……………一七八

## 公 告

●土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、近津用水土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和七年四月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
員外監事	大須賀秀明	甲府市丸の内一丁目十八番一 号	令和七年三月三十一日

### 二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日

員外監事	山本伸二	甲府市丸の内一丁目十八番一 号	令和七年四月一日
------	------	--------------------	----------

### ●土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、下山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
令和七年四月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	石川久	南巨摩郡身延町下山千八百八十四 一	令和七年三月三十一日
副理事長	佐野幸彦	同	同
理事	木内正美	同	同
理事	松山京介	同	同
理事	神田秀	同	同
理事	牛奥輝光	同	同
理事	若林俊明	同	同
理事	遠藤克己	同	同
監事	山内規之	同	同
監事	井上隆雄	同	同

### 二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事長	羽賀勝之	南巨摩郡身延町下山一万三百十 四一七	令和七年四月一日
副理事長	芦沢忠	同	同
理事	渡辺晶夫	同	同

同	天野 秀雄	同	八千七百四十五―一	同
同	若林 仁	同	八千八百十三―一	同
同	遠藤 芳樹	同	二千四百七十三―一	同
同	中村 英雄	同	五千九百三十一	同
同	土橋 寶	同	九千百三	同
同	菅沢みゑ子	同	二百三十一―八十二	同
同	松山 京介	同	九千二百九十二	同
同	井上健太郎	同	五千九百二十三	同

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十七条の三第四項の協議を行うに当たり、県営土地改良事業（市川三郷地区中山間地域総合整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

令和七年四月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和七年四月十日から令和七年五月十三日まで

三 縦覧場所

市川三郷町役場

四 意見書の提出方法

この事業計画の概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日まで、山梨県峡南農務事務所長あて書面で提出してください。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十号

山梨県選挙管理委員会委員長が次のとおり選挙された。

令和七年四月十日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 秋 山 洋

氏名	住所	選挙年月日
秋山 洋	甲府市北口二丁目三番八号	令和七年四月一日

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月十日

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第三号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に、「第二十八条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関する行方審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関する行方審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和七年四月十日

山梨県公安委員会

委員長 飯 室 元 邦

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和七年五月十三日（火）から同月十六日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター 受付期間及び場所

1 期間 令和七年四月二十一日（月）から同月二十五日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千七百五十円

(二) 普通自動車免許 一万九千八百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万二千二百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万五千百円

(二) 普通自動車免許 一万二千円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千九百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千八百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番